

VII 審査委員会設置要綱・募集要項・質疑応答

デザイン競技審査委員会設置要綱

独立行政法人日本スポーツ振興センター新国立競技場基本構想国際デザイン競技審査委員会設置要綱

平成24年8月31日平成24年度要綱第12号

改正 平成25年1月31日平成24年度要綱第42号

(趣旨)

第1条 新国立競技場基本構想国際デザイン競技（以下「デザイン競技」という。）を公平かつ円滑に実施するため、新国立競技場基本構想国際デザイン競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(審議事項等)

第2条 審査委員会においては、次に掲げる事項を審議する。

- (1) デザイン競技の募集要項に関する事。
- (2) デザイン競技の応募作品の審査に関する事。
- (3) その他デザイン競技に必要な事項に関する事。

2 前項に規定する審議事項のほか、新国立競技場基本構想国際デザイン競技募集要項20に規定するデザイン監修について、必要な助言を行うことができるものとする。

(組織)

第3条 審査委員会は、次に掲げる委員で構成する。

- (1) 国立競技場将来構想ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）
施設建築グループ委員5名
- (2) ワーキンググループ施設利活用グループ（スポーツ）委員（座長）1名
- (3) ワーキンググループ施設利活用グループ（文化）委員（座長）1名
- (4) 日本国以外の国籍を有する建築家2名
- (5) 主催者（独立行政法人日本スポーツ振興センター理事長）1名

2 前項に掲げる委員は、理事長が委嘱する。

3 審査委員会は必要に応じて、その他の外部有識者の協力を求めることができる。

(任期等)

第4条 委員の任期は、新国立競技場が竣工するまでの期間とする。

2 第3条第1項第4号に規定する委員の任期は、デザイン競技の終了までの期間とする。

(委員長)

第5条 審査委員会に委員長を置く。

2 委員長は、ワーキンググループ施設建築グループ座長が務めるものとする。

3 委員長は、会務を総理し、審査委員会の議長を務めるものとする。

4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審査委員会は、委員長が招集する。

- 2 審査委員会は、過半数の出席がなければ、会議を開催することができない。
- 3 審査委員会は、委員長が必要と認めるときは、電子メール等の書面にて開催することができるものとする。
- 4 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(審査結果の報告)

第7条 審査委員会は、審査結果の報告書を作成し、委員全員がこれに署名する。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(公開)

第9条 審査委員会は原則として非公開とする。

- 2 会議録及び会議の審議資料は非公開とする。
- 3 その他必要な事項は会議で決定する。

(庶務)

第10条 審査委員会の庶務は、新国立競技場設置本部総務部運営調整課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、審査委員会の運営及び応募作品の審査手続きは、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

附 則

紺の要綱は、平成25年2月1日から施行する。

新国立競技場基本構想国際デザイン競技募集要項

新国立競技場基本構想国際デザイン競技募集要項

JAPAN SPORT
COUNCIL

独立行政法人 日本スポーツ振興センター

目 次

I. 応募条件

1. 競技の名称	3
2. 競技方式	3
3. 主催者及び事務局	3
4. 競技の目的及び対象	3
5. 使用言語	3
6. 使用寸法	3
7. 応募者	3
8. スケジュール	4
9. 応募者に提供される書類	4
10. 応募者が提出する図書等	5
11. 登録方法	6
12. 質疑応答	7
13. 作品の提出方法	7
14. 匿名性の確保	7
15. 審査委員会	8
16. 賞金	8
17. 失格	8
18. 審査結果発表及び表彰式	9
19. 展示会及び作品集	9
20. デザイン監修、設計及び工事との関連	9
21. 著作権及び応募作品の取り扱い	9
22. 確認書の取り交わし	10
23. その他	10

II. デザイン提案条件

1. 新国立競技場に求められる主な要件（目指すスタジアムの姿）	11
2. 計画対象範囲	12
3. 新国立競技場の施設内容	14
4. 工事費概算及び事業スケジュール	21

まえがき

1964年の東京オリンピックは、日本が戦後復興をとげ、国際社会の舞台に復帰するシンボルであった。国家プロジェクトとして開催された本大会において、国立競技場はメインスタジアムとして使用され、その後、オリンピックのレガシーとして今日まで大切にされてきた。しかし、建築から半世紀が経過し、老朽化や、多様化する競技の国際基準への対応などの課題に直面している。

招致を目指す2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会のメインスタジアムとして、また、すでに2019年に開催が決定しているラグビー・ワールドカップのメインスタジアムとなる国立競技場を改築し、新たな歴史に一步を踏み出すこととした。

新しい競技場は、オリンピックはもとより球技・陸上などの国際大会開催を可能とし、また、スポーツ・文化の拠点となるよう、次世代型スタジアムとして整備することが求められる。世界に誇れる新スタジアムの創造を期待し、広く世界からデザイン案を公募する。この意図を理解され、意欲的にデザイン競技に参加されることを切に願う。

独立行政法人 日本スポーツ振興センター
理事長 河野 一郎

審査委員長メッセージ

地球人の未来へ向かう灯台

半世紀前に誕生した国立競技場は、世界最高のスポーツの祭典の場に相応しい場を提供し得た、日本の近代建築誕生の宣言であり、同時にそれは、未来へと向かう国家と国民の意志表明の建築であった。

その偉大なる日本近代の遺産が、半世紀を経て新たに生まれ変わる。

驚くべきスピードで変化するグローバル化社会、複雑化する一方の人間生活。一方で、世界人口の増加と枯渇する資源、エネルギー、温暖化等、地球環境そのものの異変など、民族国家を超えたおおきな問題への対応を迫られている21世紀の現代。

この難しい時代に、国家プロジェクトとしてつくられる競技場とは、あらゆる制度的な枠組みを超えた、地球人がつくる地球人のための建築でなければならない。そして、混沌とする世界状況にあって、人々が新しい人間文明の未来を構築すべく立ちあがる、その意志を喚起するような、力に溢れたものでなければならない。

つくるべきは地球人の未来へと向かう灯台、希望の象徴となれる場所だ。

人間の叡智と現代技術の総力を結集した最高の建築を実現するため、広く世界に、アイデアを募りたい。

新しい時代の幕開けを告げる、知性と情熱に満ちた提案を期待する。

審査委員長 安藤 忠雄

I. 応募条件

1. 競技の名称

新国立競技場基本構想国際デザイン競技

2. 競技方式

公開デザイン競技

3. 主催者及び事務局

3.1 主催者: 独立行政法人日本スポーツ振興センター

3.2 事務局: 新国立競技場国際デザイン競技事務局

東京都新宿区霞ヶ丘町10番1号

TEL 03-5410-9140

電子メール compe-info@naash.go.jp

URL <http://www.jpnsport.com>

4. 競技の目的及び対象

4.1 目的

2019年に日本で開催されるラグビーワールドカップ及び2020年オリンピック・パラリンピック競技大会を視野に入れた国立競技場の改築に係る新国立競技場基本構想デザイン案を募集するものである。

4.2 対象

競技の対象(提案を求める新国立競技場基本構想デザイン案の内容)は、スタジアムのデザインに関する事項、臨場感あふれる観覧席に関する事項、観客等の周辺駅からスタジアムへのアクセス及び入退場動線処理に関する事項、ホスピタリティ機能及びスポーツ以外のスタジアムの利活用に関する事項、環境配慮に関する事項(省エネルギー、エネルギー多重化及び緑化等)、構造計画・屋根の架構及び開閉機構に関する事項並びに事業費及び工期に関する事項とする。

5. 使用言語

日本語又は英語

(1) 応募者は日本語又は英語のどちらかの言語を選択できる。ただし、日本語で提出する場合は、必ず、英語版を提出すること。

(2) 文章は読みやすいよう配慮すること。判読不能な場合は、応募作品を受け付けない場合がある。

6. 使用寸法

メートル法

7. 応募者

7.1 次の(1)から(3)に掲げる全ての条件を満たす場合に、応募資格が認められる。

(1) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所、外国においては、デザイン競技の対象となる建築物の設計監理業務を行う資格を有する企業であること。

- (2) 応募者の代表者若しくは構成員が次のいずれかの資格を有する者であること。
- ① 建築士法に基づく一級建築士である者
 - ② 外国においては、デザイン競技の対象となる建築物の設計監理業務を行う資格を有する者
- (3) 応募者の代表者若しくは構成員が次のいずれかの実績を有する者であること。
- ① 次のいずれかの国際的な建築賞の受賞経験を有する者
 - 1) 高松宮殿下記念世界文化賞(建築部門)
 - 2) プリツカー賞
 - 3) RIBA(王立英国建築家協会)ゴールドメダル
 - 4) AIA(アメリカ建築家協会)ゴールドメダル
 - 5) UIA(国際建築家連合)ゴールドメダル
 - ② 収容定員1.5万人以上のスタジアム(ラグビー、サッカー又は陸上競技等)の基本設計又は実施設計の実績を有する者
 なお、実績を有する場合として認められるためには、その基本設計又は実施設計において、管理技術者又は建築意匠に関する主任技術者として主要な役割を果たした者であることを要する。
- 7.2 前号の規定にかかわらず、次に掲げる者は、デザイン競技に応募することができない。
- (1) 審査委員会の委員
 - (2) 独立行政法人日本スポーツ振興センター職員及び事務局関係者
 - (3) 前記(1)、(2)に掲げる者と同居している親族又はこの者が自ら主宰し若しくは役員、顧問等として関係する組織に所属する者
- 7.3 応募者は、前項に掲げる者から、デザイン競技に関し直接又は間接に援助その他情報提供を受けてはならない。

8. スケジュール

- (1) 募集要項(提供資料一式) 交付開始: 平成24年7月20日13時(日時はすべて日本時間による。以下同じ。)
- (2) 登録受付期間: 平成24年7月20日～平成24年9月10日17時(必着)
- (3) 質疑受付期間: 平成24年7月20日～平成24年8月20日17時(必着)
- (4) 質疑回答: 平成24年9月3日(予定)
- (5) 作品受付期間: 平成24年9月10日～平成24年9月25日17時(必着)
- (6) 一次審査: 平成24年10月16日(予定)
- (7) 最優秀賞候補作品発表: 平成24年10月18日(予定)
- (8) 二次審査: 平成24年11月7日(予定)
- (9) 審査結果発表: 平成24年11月中旬(予定)
- (10) 表彰式: 平成24年11月下旬(予定)

9. 応募者に提供される書類

応募者には、次の書類を提供する。なお、提供する書類は、応募者が専用ホームページからダウンロードしなければならない。

- (1) 募集要項

- (2) 参考資料(敷地図・周辺図・気象条件等・周辺交通現況図・地質柱状図・周辺現況写真・航空写真・国立競技場の芸術作品や記念作品一覧、応募者が提出する図書のレイアウトイメージ)
- (3) 登録申込書(様式1)・応募資格確認申請書(様式2)・質疑書(様式3)・著作者証(様式4)
- (4) 確認書(案)

10. 応募者が提出する図書等

10.1 応募者が提出する図書等は以下のとおりとする(以下「作品」という。)

(1) スタジアムの外観及び内観パース

①提案するスタジアムの外観パース1点(鳥瞰)、内観パース3点(ラグビー・サッカー使用時、陸上競技使用時並びにコンサート使用時の各1点)をそれぞれA3判用紙1枚に描く。周辺の添景も含めることとし、必ず着彩することとする。

本パースは、東京2020オリンピック・パラリンピック招致委員会が国際オリンピック委員会に提出する東京2020オリンピック・パラリンピック招致立候補ファイルに掲載される。なお、掲載のため、東京2020オリンピック・パラリンピック招致委員会は、パースにオリンピック・パラリンピック競技大会のロゴ等加えるなど装飾加工を行うことができるものとする。

②デザイン説明:前記①のパース4点のコンセプト説明をA1判用紙1枚にまとめる。

・①で求めるパースを配置し、パースごとにコンセプト説明を分かりやすく記述する。必要に応じ、概念図等を用いて支障ない。また、必要に応じ着彩するなど、視覚的に分かりやすい表現に努める。なお、9.(2)に示す応募者が提出する図書のレイアウトイメージは、参考であり、必ずしもこのレイアウトに従う必要はない。

(2) スタジアムの施設建築計画・概略設計

「II. デザイン提案条件」で示す事項を前提として、新国立競技場(スタジアム)の施設建築計画・概略設計を行い、以下に示す事項をA1判用紙1枚にまとめる。指定する図のうち、立面図、断面図については、(1)②のパース4点のコンセプト説明に配置することができるものとする。なお、9.(2)に示す応募者が提出する図書のレイアウトイメージは、参考であり、必ずしもこのレイアウトに従う必要はない。

・計画・設計趣旨:設計の基本的考え方を分かりやすく記述する。必要に応じ、概念図等を用いて支障ない。

・配置図:縮尺は、1/6,000とする。必要に応じ着彩するなど、視覚的に分かりやすい表現に努める。

・各階平面図:縮尺は、1/2,000とする。機能区分ごとに着彩するとともに、視覚的に分かりやすい表現に努める。地上レベル(GL)、人工地盤レベル(DL)の平面図には敷地境界を描き入れ、公園とする部分、公開空地(一般に公開するオープンスペース)とする部分を明示し、以下の事項について明記すること。

- ・公園面積
- ・公開空地面積
- ・施設建築敷地の面積に対する公開空地面積の割合

・立面図(2面以上):縮尺は、1/2,000とする。必要に応じ着彩するなど、視覚的に分かりやすい表現に努める。

- ・断面図(2方向以上):縮尺は、1/2,000とする。必要に応じ着彩するなど、視覚的に分かりやすい表現に努める。
- ・アクセス及び動線処理の考え方:歩行者・車両のアクセス及び動線処理の考え方について、ダイアグラム表現などを用いて分かりやすく表現する。

(3) テーマ別の計画提案

以下に示すテーマに関する提案内容について、それぞれA4判用紙1枚(日本語で1,000字以内、英語で500語以内)にまとめる。文章・概念図・スケッチ・イメージ写真などを組み合わせ、分かりやすい表現に努める。2部提出し、ページ番号を記すこと。

テーマ①:臨場感あふれる観覧席に関する考え方

テーマ②:観客等の周辺駅からスタジアムへのアクセス及び入退場動線処理に関する考え方

テーマ③:ホスピタリティ機能及びスポーツ以外のスタジアムの利活用に関する考え方

テーマ④:環境配慮に関する考え方(省エネルギー、エネルギー多重化及び緑化等)

テーマ⑤:構造計画、屋根の架構及び閉閉機構に関する考え方

テーマ⑥:事業費及び工期に関する考え方(事業費は、建物本体と外構部分を分けて提示すること。)

(4) 電子データ

- ・(1)から(3)の図書の電子データを収めたCD-ROM又はDVDを作成する。2部提出し、企業名及び著作者登録番号を記載すること。
 - ・電子データはPDF形式(1ファイル当たり30MB以内程度、圧縮ソフトの使用不可)とし、必要に応じてフォントの埋め込みやアウトライン化等を行い、Adobe Reader9で正しく読み取れることを確認すること。
 - ・図版のサイズは(1)から(3)で指定するものとそれぞれ同一とする。写真や図の解像度は200dpi以上を目安とし、出力した際に文字・図が鮮明に読み取れるようにすること。
10. 2 応募者が提出する作品は、審査資料として使用するとともに、作品集に使用することがある。
なお、作品は未発表とし、応募点数は一点に限る。
10. 3 作品は、提出後、その追加及び修正を認めない。
10. 4 前記各項に掲げられた作品以外の書類等が提出されても、審査の対象としない。

11. 登録方法

- (1) 応募しようとする者は登録すること。なお、登録料は無料である。
- (2) 登録しようとする者は、提供する登録申込書(様式1)及び応募資格確認申請書(様式2)に必要事項を記入し、8. (2)に定める登録受付期間内(平成24年7月20日～平成24年9月10日17時(必着))に、事務局に電子メールで送付しなければならない。その様式及び内容は提供する登録申込書及び応募資格確認申請書に準じること。なお、応募資格確認申請書に添付する書類については、画像ファイル(JPEG形式及びGIF形式)又はPDFファイル(Acrobat Reader9で正しく読み取れるもの)の形式で電子メールに添付すること。その際、電子メールに添付するファイルの容量は合計3MB以下とする。
- (3) 登録後にその内容に変更が生じた場合には、直ちに電子メールで事務局に通知すること。なお、

登録受付期間後の登録内容の変更は、原則として、認めない。

(4)登録情報は、審査が終了するまで事務局において厳重に保管される。

12. 質疑応答

(1)募集要項について質疑のある者は、提供する質疑書(様式3)を8.(3)に定める質疑受付期間内(平成24年7月20日～8月20日17時(必着))に、事務局に電子メールで送付しなければならない。その様式及び内容は提供する質疑書に準じること。

(2)質疑締切は平成24年8月20日17時(必着)とする。その後に到着した質疑書には回答しない。

(3)質疑に対する回答は、専用ホームページで公表する。

(4)質疑に対する回答は、募集要項の追加又は修正とし、募集要項と同等の効力を持つものとする。

(5)すべての質疑に回答するとは限らない。審査委員会が必要と判断したものについてのみ回答する。

(6)提供する質疑書によるもの、その様式及び内容に準じる電子メール以外は受け付けない。

13. 作品の提出方法

(1)作品の提出は、3.2に記載の事務局に直接搬入又は郵送並びに輸送代行業者によるものとする。

(2)作品は、8.(5)に定める作品受付期間内(平成24年9月10日～平成24年9月25日17時)に到着したものを有効とする。ただし、天災その他応募者の責めのない特別遅延の理由がある場合には、締切の日から7日後まで受付を行う。

(3)作品は、折目や汚れが付かないように、筒又は包装資材で梱包しなければならない。

(4)応募者は、筒又は包装資材の表面に住所、氏名を明記しなければならない。

(5)事務局は、応募者の匿名性を確保するために、審査委員が作品等に接する前に、これらの筒及び包装資材を廃棄する。

(6)作品の損傷の程度が著しく、審査に耐えない場合は、作品の再提出を求めることがある。

(7)作品受領後、主催者はその保管に万全を期すが、天災その他の不可抗力による破損には責任を負わない。

(8)作品は返却せず、事務局において処分する。

14. 匿名性の確保

応募者の匿名性は、一次審査が終了するまで、次の方法により確保される。

(1)応募者は、一つのアルファベット文字及び4桁のアラビア数字からなる著作者登録番号を任意に作る。異なる複数の応募者の著作者登録番号が重複した場合には、事務局において枝番を付与する。

(2)応募者は、提供された著作者証(様式4)に著作者登録番号、企業名、所在地等の必要事項を記入する。

(3)著作者証は、任意の封筒に封入し、封筒の表に著作者登録番号を記入して作品に同封する。

(4)応募者は作品の紙面右下に著作者登録番号を記入して提出する。

(5)封筒及び作品には、企業名、代表者名、その他暗号等応募者が特定できるサイン等を記入、又

はこれらを記入した紙片等を差し挟んではならない。

15. 審査委員会

15.1 審査委員会は、作品を審査する。審査は二段階で行い、一次審査で最優秀賞候補作品を数点選考し、二次審査で最優秀賞1点、優秀賞1点及び入選1点を選定する。

15.2 審査委員会は下記の委員で構成する。

<施設建築に係る有識者審査委員>

委員長	安藤 忠雄
委員	鈴木 博之
委員	岸井 隆幸
委員	内藤 廣
委員	安岡 正人

<スポーツ利用に係る有識者審査委員>

委員	小倉 純二
----	-------

<文化利用に係る有識者審査委員>

委員	都倉 俊一
----	-------

<日本国以外の国籍を有する建築家審査委員>

委員	リチャード・ロジャース
委員	ノーマン・フォスター

<主催者>

委員	河野 一郎
----	-------

15.3 審査委員会は事務局に次の専門アドバイザーを置き、基本構想案の実現性の確認を行う。

専門アドバイザー	和田 章
----------	------

15.4 審査委員会は、本募集要項20に規定されるデザイン監修について、必要な助言を行うことができるものとする。

16. 賞金

16.1 公開デザイン競技の賞金総額は、3,000万円とする。

16.2 最優秀賞1点の賞金は2,000万円とする。

16.3 優秀賞は1点とし、賞金は、700万円とする。

16.4 入選は1点とし、賞金は、300万円とする。

16.5 賞金は税込額で、支払い通貨は日本円とする。

16.6 賞金は日本円によって、受賞者に直接支払う。

16.7 賞金に掛かる税金は、受賞者が負担するものとする。

17. 失格

以下の事項に該当する作品については、審査対象から除外する。また、入賞発表後でも、入賞を取り消し、賞金の返却を求めることがある。

(1) 登録申込書、応募資格確認申請書又は著作者証に虚偽の記載のあるもの。

(2) 作品に企業名、代表者名、暗号等を記入して、又はこれらを記入した紙片等を差し挟んで提出

したもの。

- (3) 作品受付期間内に提出されなかったもの。
- (4) 既に発表された論文、デザイン作品と同一又は類似のもの、若しくは、第三者の著作権・意匠権等の権利侵害であることが明らかとなったもの。
- (5) その他、本募集要項に違反するもの。

18. 審査結果発表及び表彰式

- (1) 審査結果は、専用ホームページで公表するとともに、すべての応募者に対し電子メールで通知する。
- (2) 審査についての問い合わせには応じない。
- (3) 主催者は、一次審査の終了後、最優秀賞候補作品の応募者、作品等を発表し、二次審査の終了後、入賞作品の提出者(以下「入賞者」という。)、作品等を発表する。
- (4) 表彰式は、最優秀作品の提出者(以下「最優秀者」という。)を対象とし、平成24年11月に予定している国立競技場将来構想有識者会議の席上において行う。なお、最優秀者が表彰式に出席するための合理的な旅費(代表者1名)は主催者負担とする。
- (5) 表彰式において、最優秀者にはプレゼンテーションの機会が与えられる。

19. 展示会及び作品集

- (1) 主催者はデザイン競技終了後、作品を審査報告書の写しとともに、公開展示することがある。
- (2) 主催者は審査結果の発表後、その経緯、入賞作品の紹介等を内容とする作品集及び映像記録集を作成することがある。

20. デザイン監修、設計及び工事との関連

- (1) 最優秀者は、デザイン監修を行う。
- (2) デザイン監修は、本募集要項4. 2に示した事項に関して、提案のとおり基本・実施設計及び施工が実施されているかを確認し、必要な場合には、修正の提案を行い、また、本募集要項4. 2に示した事項に関する基本・実施設計者及び施工者の要望や質疑について回答などを行うことをいう。
- (3) 基本設計及び実施設計の設計者は、今後、改めて公募型プロポーザルを行い選定する。なお、入賞の有無にかかわらず全ての応募者は、公募型設計プロポーザルに応募することができる。また、最優秀者和其他の応募者との公平性を保つ必要があるため、すべての情報を開示し、審査基準に従って公正に選定することとする。
- (4) 最優秀者と資本・人事面等において関連を有する建設業法(昭和24年法律第100号)による建設業者及びその関連会社は、工事の入札に参加することができない。

21. 著作権及び応募作品の取り扱い

- (1) 応募作品の著作権は、応募者に帰属するものとする。したがって応募者が日本における著作権・意匠権等に関する公的な権利の確保を必要とするときは、直接又は代理人を通じて自らの責任においてその手続きをするものとする。
- (2) 主催者は、最優秀作品を基本設計及び実施設計並びに2019年に日本で開催されるラグビーW

ワールドカップ及び東京2020オリンピック・パラリンピック(招致)などの国立競技場で行われる大会・イベントの広報・招致活動、主催者が行う広報活動に使用できる。この場合の使用料は無償とする。

- (3) 東京2020オリンピック・パラリンピック招致委員会は、最優秀作品を基に、オリンピック・パラリンピックの招致活動に使用するために、スタジアムの模型を作成することができるものとする。この場合の使用料は無償とする。
- (4) 主催者は、基本設計、実施設計及び工事施工段階で、今後とりまとめる基本計画、事業費及び施工性などの要因により必要となった場合に、最優秀者と協議の上、作品の一部について合理的に変更することを要請することができ、当該提出者はこれに同意する。
- (5) 応募作品の中で使用した他人の著作物については、他者に許諾を得た上で、その内容を応募関係書類に明記しなければならない。
- (6) 応募作品は、審査後適当な方法による公開展示、作品集としての出版、映像記録集並びに記念品・広報活動用品の作成及び販売において使用する。この場合の使用料は無償とする。
- (7) 主催者は、最優秀者に対しインタビューを行い、撮影した映像記録集を公開する権利を有し、無償とする。
- (8) 主催者は、作品を審査のために、所定の形式で複製することがある。
- (9) 応募者は、デザイン競技に作品を提出することによって、上述の規定に同意したものとみなされる。

22. 確認書の取り交わし

最優秀者は、最優秀賞を受賞したことに関し、本募集要項16、20及び21に規定する項目について、9. (4)に定める確認書(案)を締結する。

23. その他

取得した個人情報は、デザイン競技においてのみ利用することとし、他の目的には利用しない。

II. デザイン提案条件

1. 新国立競技場に求められる主な要件(目指すスタジアムの姿)

- (1) 大規模な国際競技大会の開催が実現できるスタジアム
- ・ 国家プロジェクトとして、世界に誇れ、世界が憧れる次世代型スタジアムを目指す
 - ・ アスリートやアーティストのベストパフォーマンスを引き出す高性能スタジアムを目指す
- (2) 観客の誰もが安心して楽しめるスタジアム
- ・ 世界水準のホスピタリティ機能を備えたスタジアムを目指す
 - ・ 開閉式の屋根や、ラグビー、サッカー及び陸上いずれの競技の開催においても、競技者と観客に一体感が生まれる観覧席を備えた、快適で臨場感あふれるスタジアムを目指す
- (3) 年間を通してにぎわいのあるスタジアム
- ・ コンサート等の文化的利活用を楽しめる工夫が施され、特に音響に配慮された多機能型スタジアムを目指す
 - ・ 各種大会や文化利活用がない時でも気軽に楽しめる商業・文化等の機能を備えたスタジアムを目指す
- (4) 人と環境にやさしいスタジアム
- ・ 最先端の環境技術を備え、緑あふれる周辺環境と調和するスタジアムを目指す
 - ・ 震災等の災害発生時にも安全で、避難・救援等に貢献できるスタジアムを目指す
 - ・ スタジアム内外及び周辺駅からのバリアフリーに配慮されたスタジアムを目指す

2. 計画対象範囲

2.1 位置及び規模

①所在地

・東京都新宿区霞ヶ丘町10番1号ほか(東京都新宿区及び東京都渋谷区)

②計画対象範囲

- ・計画対象範囲は、スタジアムの施設建築敷地及び国立競技場の改築に当たってスタジアムと一体的な空間として、周辺駅からのバリアフリールート、スタジアム来場者の溜まり空間の確保及び既設の都市計画公園(以下「公園」という。)を再配置する範囲であり、図1に示すとおりである。
- ・計画対象範囲は、図1に示すスタジアムの施設建築敷地約113,000㎡と関連敷地約65,000㎡(既存施設の建築面積を含む。)で構成される。
- ・計画対象範囲内の道路(都道418号、区道43-690)の位置及び幅員は変更できないが、道路上空に人工地盤、高架歩道等を設けることにより、周辺駅からのバリアフリールートの確保、スタジアム来場者の溜まり空間を整備することも可能である。
- ・計画対象範囲北側の道路(都道414号)についても、位置及び幅員は変更できないが、道路上空に人工地盤、高架歩道等を設けることにより、スタジアム来場者等が円滑に往来できるよう提案しても良い。
- ・2020年オリンピック・パラリンピック競技大会招致計画では、明治神宮外苑軟式野球場をサブトラックとして、また、明治神宮第二球場を投てき練習場として利用することを想定していることから、スタジアムと明治神宮外苑軟式野球場及び明治神宮第二球場を繋ぐ経路についても競技者が円滑にスタジアムにアクセスできるよう提案しても良い。

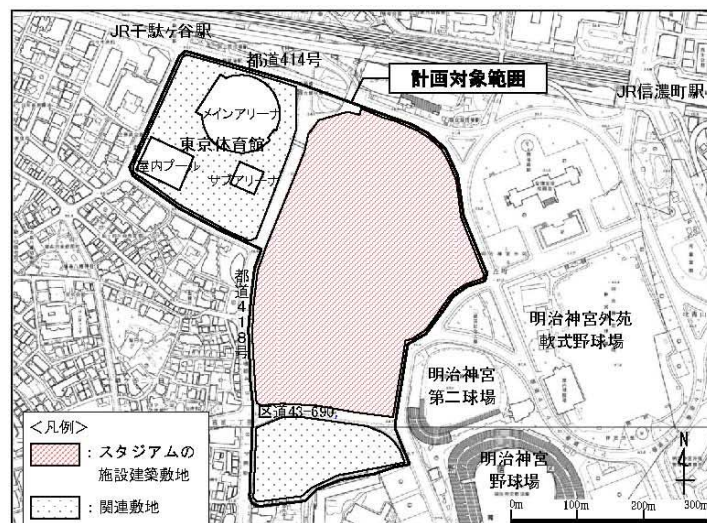


図1 計画対象範囲

2.2 施設建築物の配置

- ・スタジアムの配置及び高さに関する制限は、図2に示す範囲とする。
- ・敷地境界線からの壁面の後退距離を8m以上とする。

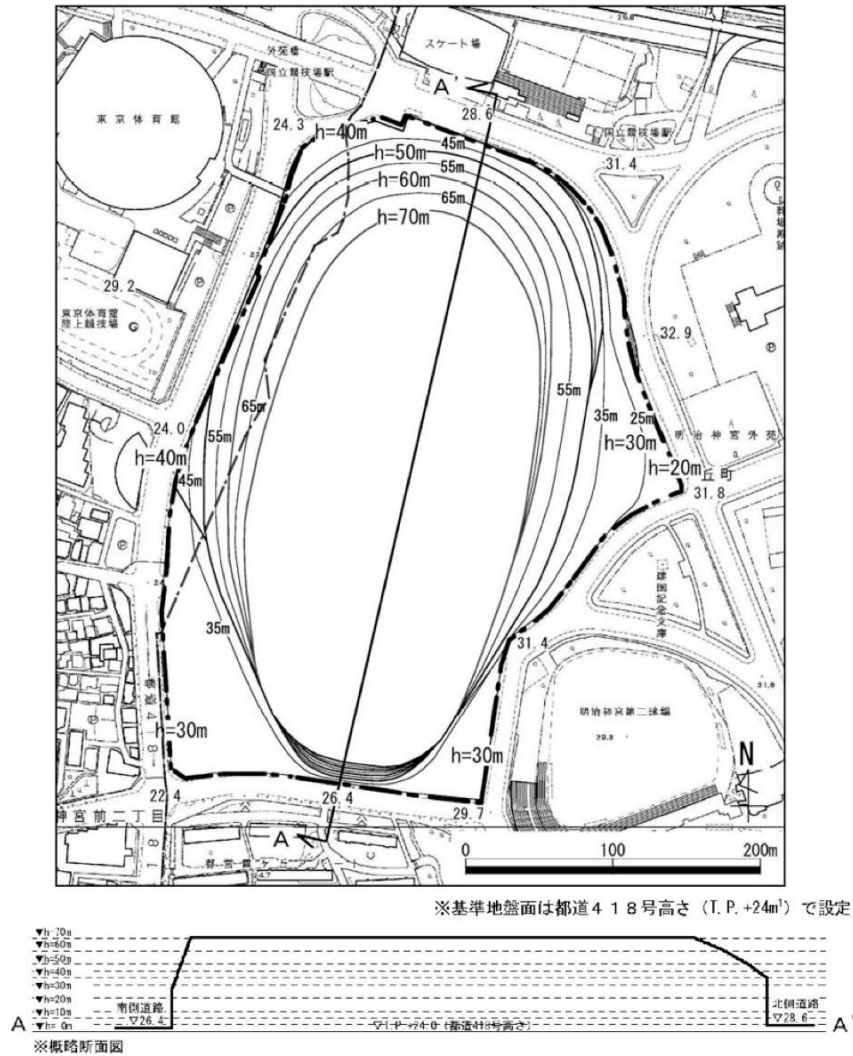


図2 施設配置条件図

¹ 「T.P. (Tokyo Peil)」とは、東京湾平均海面のこと。T.P. +24mは、東京湾平均海面から24mの高さであることを表す。

3. 新国立競技場の施設内容

3.1 計画対象範囲の土地利用構成

①施設建築敷地

- ・スタジアムを整備する範囲であり、以下の土地利用から構成される。
 - 1) スタジアム(競技場を中心として諸機能を複合した施設建築物)
 - 2) 周辺からのアクセス(スタジアムへの歩行者及び車両アクセス)
 - 3) オープンスペース(スタジアム来場者等が安全・快適に歩行・滞留できる公開空地・公園)

②関連敷地(施設建築敷地及び道路を除く計画対象範囲)

- ・施設建築敷地と一体的な空間として、周辺駅からのバリアフリールートの確保、スタジアム来場者等の溜まり空間の確保を図る範囲であり、以下の土地利用から構成される。
 - 1) 既存施設(東京体育館の現在の機能を維持)
 - 2) 周辺からのアクセス(周辺駅からスタジアムへの歩行者アクセス)
 - 3) オープンスペース(スタジアム来場者等が安全・快適に歩行・滞留できる広場空間・公園)
- ・本デザイン競技では、関連敷地内に新たに建築物(人工地盤等の工作物を除く)を建築することはできない。また、図1に示す東京体育館のメインアリーナ、サブアリーナ、屋内プールは撤去することはできない。

3.2 新国立競技場の施設構成

- ・新国立競技場の施設構成(導入機能と規模)は、表1に示すとおりである。
- ・各機能の整備に関する基本的な考え方は、以下に示すとおりである。

【競技等機能】

- ・2019年に日本で開催されるラグビーワールドカップの決勝会場に必要な機能を整備する
- ・ラグビー、サッカー、陸上競技の大規模な国際大会を実施できる最高水準の機能を整備する
- ・オリンピック・パラリンピック競技大会のメインスタジアム(開閉会式、陸上競技、ラグビー、サッカー)に必要な機能を整備する
- ・コンサート、展覧会、ファッションショー等のイベントを実施できる機能を整備する
- ・天候に影響されない利活用を実現できる開閉式の屋根を整備する

【競技等関連機能】

- ・大規模な国際大会の実施に当たって規定された、競技者及び運営関係者の必要諸室を整備する
- ・競技者が競技に専念できる、安全で快適な競技者関連諸室を整備する
- ・安全でスムーズな大会運営が可能となる設備を有する、大会運営関連諸室を整備する
- ・適切な規模と設備を有し、プライバシーや快適性に配慮されたドーピング検査室を整備する
- ・コンサート等のイベントに必要な運営関連諸室を整備する

【観覧機能】

- ・ラグビー、サッカーの競技者と観客に一体感が生まれ、臨場感あふれるピッチに近い観覧席を整備する
- ・オリンピック・パラリンピック競技大会が実現できる8万人規模の観覧席を整備する
- ・天候に影響されない快適な観覧環境を実現できる開閉式の屋根を整備する
- ・あらゆる規模のイベントにおいて臨場感あふれ、特にコンサート使用時の優れた音響環境を備えるスタジアムを整備する
- ・安全で快適な観客動線や溜まり空間等を整備する

【メディア機能】

- ・各種メディアがスムーズに活動できる設備を有するメディア関連諸室を整備する
- ・最新技術に対応しつつ、今後の技術進歩に対する冗長性を有する設備を整備する

【ホスピタリティ機能】

- ・世界水準のホスピタリティ機能を整備する
- ・バリアフリーに対応した誰もが安心して楽しめるホスピタリティ機能を整備する
- ・世界水準のおもてなしが実現できるVIP関連諸室を整備する
- ・各種大会や文化利活用がない時でも楽しめる機能を整備する

【防災警備機能】

- ・観客、選手、運営関係者等スタジアム利用者の安全が確保される機能を整備する
- ・災害発生時には避難場所となる機能を整備する

【スポーツ振興機能】

- ・スポーツのすばらしさを伝えるスポーツ博物館、図書館等を整備する
- ・スポーツ関連商業施設等を整備する
- ・学生の教育の場、観光客の観光スポットとなる機能を整備する

【運営・維持管理機能】

- ・最高水準のスタジアムを維持するための最高水準の維持管理機能を備える
- ・環境にも配慮した設備や維持管理機能を備える

【芝生の育成】

- ・芝生の育成に必要な太陽光、風、水、温度をコントロールできる環境を整備する

【その他機能】

- ・スタジアム内外及び周辺駅からのバリアフリー環境を整備する
- ・現国立霞ヶ丘競技場の聖火台等の記念作品や芸術作品の活用を検討すること

表1 新国立競技場の施設構成（導入機能と規模）

新国立競技場		
機能	諸室	必要面積
競技等機能		
競技場等	・ラグビー、サッカー、陸上競技を実施 ・コンサート等のイベントを実施	約32,000㎡
競技関連諸室	・練習用走路（バックスタンド下） ・トイレ、倉庫、廊下等	
競技等関連機能		
競技者等関連諸室	・選手更衣室、シャワー室、控室等 ・ウォーミングアップスペース ・監督室 ・トレーニングルーム ・チームバス等専用出入口、駐車スペース （駐車場面積に含む） ・コンサート等のイベント関係諸室等	約15,000㎡
医務、アンチドーピング諸室	・医務室 ・ドーピングコントロール室等	
運営管理関連諸室	・運営本部室、会議室等 ・記録室 ・係員控室、操作室等 ・審判更衣室、審判ウォーミングアップスペース ・コミッショナールーム ・写真判定室等	
共用部	・トイレ、倉庫、廊下、各諸室等	
観覧機能		
観客席	・収容：陸上で8万人＋ラグビー、サッカーで臨場感あふれる観 覧席（バリアフリー対応席、VIP、記者席を含む）、通路	約111,000㎡
観覧等関連施設	・入場口、チケット売り場、総合案内所等 ・救護室 ・託児室、授乳室 ・トイレ、喫煙スポット、通路等	
飲食、物販	・レストラン、売店	
メディア機能		
記者席、放送席	・観客席面積に含む	約4,000㎡
メディア関連諸室	・記者等の作業スペース、カフェラウンジ、控室等 ・実況放送スタジオ等	
会見室	・会見場 ・ミックスゾーン	
共用部	・トイレ、倉庫、廊下等	
放送関係車用スペース	・中継車等放送関係車用スペース （駐車場面積に含む） ・メディア用駐車場等 （駐車場面積に含む）	

表1 新国立競技場の施設構成（導入機能と規模）（つづき）

新国立競技場		
機能	諸室	必要面積
ホスピタリティ機能		
VIP/VVIP席	・ 観客席面積に含む	約25,000㎡
ホスピタリティ諸室	・ スポンサー等のバルコニー席が付いた 個室形式の観戦ボックス	
	・ VIP用のラウンジ、レストラン、飲食スペース等 ・ VVIP控室等	
共用部	・ トイレ、倉庫、廊下等	
防災蓄備機能		
警備関連諸室	・ 警備本部 ・ 警備員控室等 ・ 警察・消防控室等	約1,000㎡
スポーツ振興機能		
スポーツ博物館等	・ 博物館、図書館等	約21,000㎡
スポーツ関連商業	・ スポーツに関連する幅広い業種業態の店舗等の集積 ・ スポーツ産業としてのアンテナショップ等 ・ トレーニングセンター	
共用部	・ トイレ、倉庫、廊下等	
維持管理機能		
管理運営諸室	・ 管理運営に係る本部機能 ・ 会議室等	約35,000㎡
維持管理諸室	・ 防災センター、設備センター、清掃センター ・ 駐車場センター ・ 各種倉庫、備品等置き場等	
各種設備機械室等	・ 受変電設備、受水排水設備、熱源設備等 ・ トイレ、倉庫、廊下等	

※トイレ、廊下、階段等の共用部は各機能ごとの面積に含む。

容積対象床面積	（駐車場除く）	約244,000㎡
駐車場	・ 来客、中継、メディア、搬入用スペース、車路等	約46,000㎡
延床面積		約290,000㎡

3.3 スタジアムへのアクセス

①周辺駅からのアクセス

- ・周辺駅からは、図3に示す6つの方面からスタジアムにアクセスすることになる。
- ・多くの利用者が見込まれるのは、北側にあるJR千駄ヶ谷駅と信濃町駅、都営大江戸線国立競技場駅の3駅である。その他、南側にある東京メトロ青山一丁目駅、外苑前駅及び西側にある北参道駅の3駅からのアクセスが見込まれる。
- ・なお、外苑前駅については、駅周辺において北側方向に向けた明快な動線整備が課題である。

②車両アクセス

- ・車両のメインアクセスは、周辺環境に配慮し、スタジアムの高さを極力低くするため、外周道路で最も標高の低い都道418号からとする。
- ・その理由は、次の通りである。
 - 1) マラソン競技者のピッチへのアクセスは、外周道路から高低差がないようにする必要があること
 - 2) 駐車場をピッチレベル又はピッチ下部に想定していること
- ・ただし、全ての車両のアクセスを都道418号に集中させるのではなく、他の外周道路からでもサービス車両等がアクセスできるように配慮する。

③競技者アクセス

- ・競技者のスタジアムへのアクセスについては、2020年オリンピック・パラリンピック競技大会招致計画では、明治神宮外苑軟式野球場をサブトラックとして、また、明治神宮第二球場を投てき練習場として利用することを想定している。

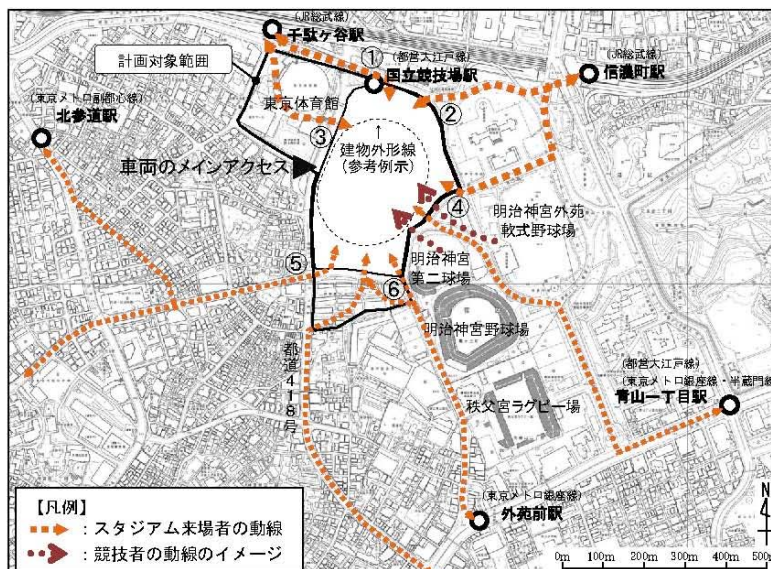


図3 想定アクセス図

3.4 公園の再配置及び公開空地の確保

- ・計画対象範囲には、公園及び公開空地を整備することが求められる。
- ・公園及び公開空地の整備に関する条件は以下に示すとおりである。

①既設公園の再配置

- ・計画対象範囲内には、既設の都立明治公園があり、スタジアム建設に伴い、都道418号以西を除く既設の公園(新宿区分:約22,000㎡、渋谷区分:約12,000㎡)と同規模以上の面積を、図4に示すそれぞれの区の範囲内に確保する必要がある。なお、東京体育館の敷地には、新たに公園を配置することはできない。
- ・公園の再配置に当たっては、公園としての一体性・連続性に最大限配慮する必要がある。

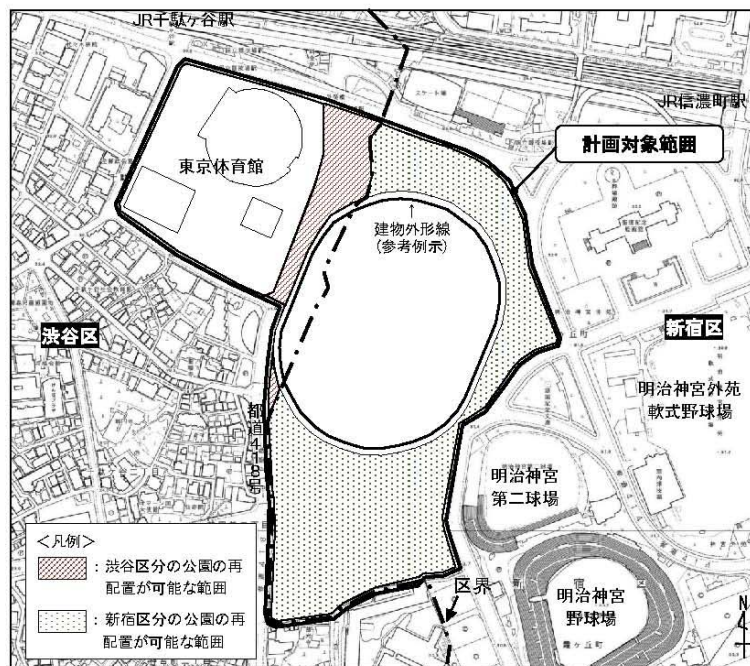


図4 公園の再配置が可能な範囲

②公開空地²の確保

- ・図5に示す施設建築敷地内に、当該敷地面積の40%以上の公開空地を確保する。前記①により再配置した公園を公開空地に含めることはできない。
- ・なお、図6に例示するように、公開空地を人工地盤の下部に設けることも可能であるが、歩行者等にとって快適で良好な空間とすること。

² 本デザイン競技では、「公開空地」とは、安全で快適な歩行者空間(歩道状空地)及び溜まり空間(広場状空地等)として利用される場所であり、一般の人々に日常的に開放されている空間のこと。

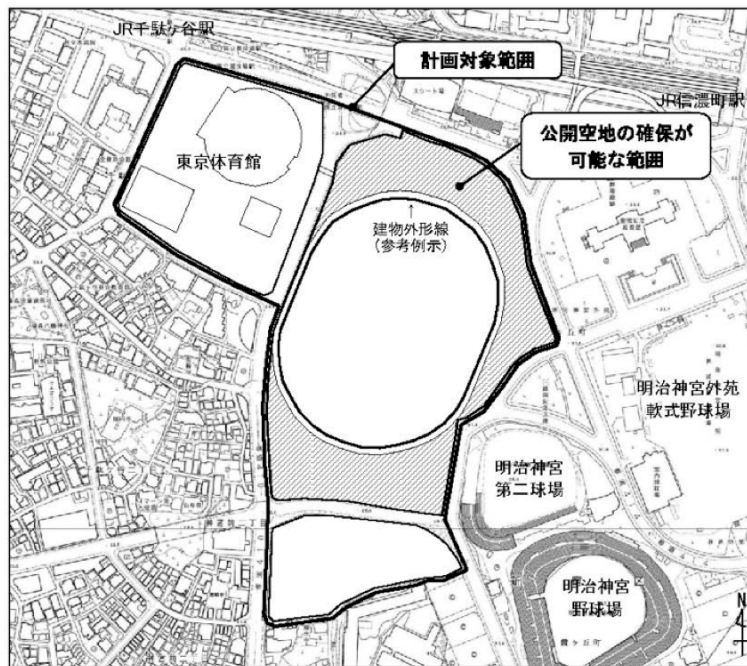


図5 公開空地の確保が可能な範囲

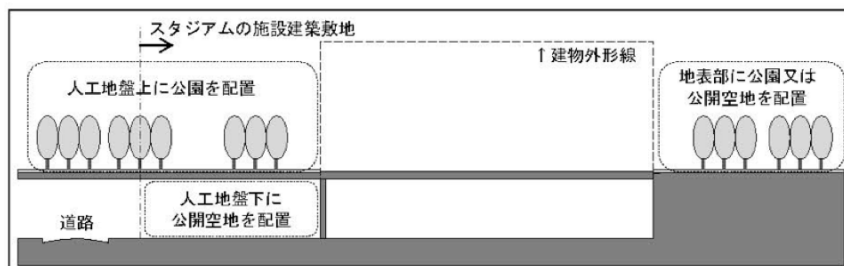


図6 公園と公開空地の立体的整備の例

3.5 緑化・環境配慮・防災対策

・上記以外に提案にあたり留意する事項は、以下に示すとおりである。

緑化：オープンスペース及び施設建築物の緑化に努める。

環境配慮：積極的に省エネルギー技術を導入するなど環境性の高い施設とするよう努める。

防災対策：計画対象範囲周辺一帯が災害発生時の広域避難場所であることを鑑み、災害発生時における周辺の安全確保に貢献する計画とし、災害発生時の施設活用（備蓄庫等）、電力の多重化措置など防災性の高い施設とするよう努める。

4. 工事費概算及び事業スケジュール

4.1 工事費概算

・総工事費は、約1,300億円程度を見込んでいる。ただし、以下の項目については、上記工事費には含まれない。

- ①スタジアムの施設建築敷地以外の工事費
- ②既存建築物の除去費
- ③什器、備品類
- ④コンピュータなどの機器類
- ⑤利用休止に伴う諸費用
- ⑥デザイン監修費・設計監理料

4.2 事業スケジュール

・設計期間及び建設工事期間は次のように見込んでいる。

- ①基本設計期間:平成25年4月から平成26年3月
- ②実施設計期間:平成26年4月から平成27年3月
- ③建物解体期間:平成26年7月から平成27年10月
- ④建設工事期間:平成27年10月から平成31年3月